

茨城県規則第71号

茨城県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則を次のように定める。

平成27年8月31日

茨城県知事 橋本 昌

茨城県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年茨城県条例第53号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(条例第12条ただし書の規則で定める場合)

第3条 条例第12条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる用途に供する場合とする。

(1) 次に掲げる学術研究又は試験検査の用途

ア 国の機関が行うもの

イ 地方公共団体及びその機関が行うもの

ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立
大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関が行うもの

エ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び
地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人が
行うもの

オ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設及び獣医療法
（平成4年法律第46号）第2条第2項に規定する診療施設において行われるもの

カ アからオまでに掲げるもののほか、人の身体に使用せずに行われるもの

(2) 犯罪鑑識の用途

(3) 疾病の治療の用途（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
（昭和35年法律第145号）第14条又は第19条の2の規定による承認を受けて製造販売をされた
医薬品を使用する場合に限る。）

(4) 工業用の用途

(5) 前各号に掲げる用途のほか、知事が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認
めた用途

(収去証の交付)

第4条 条例第13条第1項の規定により職員が知事指定薬物等を収去するときは、被収去者に収
去証（様式第1号）を交付しなければならない。

(証明書)

第5条 条例第13条第3項の規則で定める身分を示す証明書は、身分証明書（様式第2号）によ
るものとする。

(警告書)

第6条 条例第14条第3項の警告書は、警告書（様式第3号）によるものとする。

付 則

この規則は、平成27年9月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

収 去 証

- 1 被収去者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
- 2 被収去者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
- 3 品名及び数量
- 4 収去場所

茨城県薬物の濫用の防止に関する条例第13条第1項の規定により、上記のとおり収去する。

年 月 日

収去者

所 属

職氏名

印

備 考

様式第2号（第5条関係）

（表）

12センチメートル	
第	号
身 分 証 明 書	
所 属	
職 名	
氏 名	
年 月 日生	
上記の者は、茨城県薬物の濫用の防止に関する条例第13条第1項の規定による立入調査、質問及び収去を行う権限を有する者であることを証明する。	
年 月 日発行	
茨城県知事	印
	写真貼付面
8センチメートル	

（裏）

茨城県薬物の濫用の防止に関する条例（抜粋）	
（立入調査等）	
第13条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして、知事指定薬物又はこれに該当する疑いがある物（以下「知事指定薬物等」という。）を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、調査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少分量に限り知事指定薬物等を収去させることができる。	
2 （略）	
3 前2項の規定により立入調査、質問又は収去をする場合は、第1項の職員は規則で、前項の職員は公安委員会規則で定めるその身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。	
4 第1項及び第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	

第 号
年 月 日

殿

茨城県知事

印

警 告 書

あなたが行った下記1の行為は、茨城県薬物の濫用の防止に関する条例第12条第 号の規定に違反するので、同条例第14条第 項の規定により、下記2の措置をとるように警告します。

なお、この警告に従わない場合、同条例第15条第1項の規定により、下記1の行為の中止等を命じる場合があります、当該命令に違反した場合は、同条例により罰せられることがあります。

記

1 対象となる行為

(1) 行為を行った者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

(2) 日 時

(3) 場 所

(4) 内 容

2 とるべき措置及びその期限